

日本学術会議が共同主催する国際会議における  
ロシアの研究機関等から参加を希望する者についての取扱い（案）

令和4年 月 日  
幹事会決定

ロシアによるウクライナ侵攻は、世界の平和と安全を脅かし、国際秩序の根幹を揺るがす行為であり、これを最大限の強い言葉で非難する。一方、いかなる時代にあっても学術の交流は促進されるべきである。2022年6月に開催されたG7科学大臣会合において、G7各国政府が「ロシア政府が関与する、政府支出の研究プロジェクトとプログラムを必要に応じて制限している」こと及び「ロシアを離れることを選択したロシア人の科学者を含め科学技術に関する開放的で国際的な意見交換を行うことをコミットする」ことが確認された。現状にかんがみ、日本学術会議が共同主催する国際会議へのロシアの研究機関等から参加を希望する者の取扱いについて、次のとおりとする。

- ・日本学術会議が共同主催する国際会議へのロシアの研究機関等からの参加登録の申込については、日本政府のロシアへの対応を考慮しつつ、いかなる時代にあっても学術の交流は促進されるべきであることも踏まえ、その取扱いを決定する。
- ・具体的には、日本政府が公表している制裁対象団体に所属する者（国籍は問わない。）や制裁の対象となっている技術等に関わる講演・発表を行う者に対しては、参加登録を保留とする。
- ・制裁対象団体に所属する者が共著者である場合、その研究成果の発表の申込を受理することや講演資料にその者の氏名を掲載することは認めるものの、当該者の参加登録は保留とする。一方、制裁対象団体に所属する者が発表者ではなくとも責任執筆者（主筆）である場合には、その研究成果の発表に係る参加登録は保留とする。
- ・制裁の対象となる団体や技術等、日本政府の制裁に関わる方針の変更に応じて速やかにその取扱いを見直す。
- ・上記方針について、学術会議が共同主催する国際会議の組織委員会に通知する。